

令和5年 第7回

甲斐市農業委員会議事録

令和5年7月28日

1 日 時 令和5年7月28日(金) 午後2時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎 本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第26号 非農地証明交付申請の件
議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に
対する意見の件

4 欠席委員 5番 小林 令二 委員 11番 窪田 眞己 委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 7番 雨宮 良文 委員、8番 柳本 利徳 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第7回の農業委員会総会を開催致します。
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

（日程第1議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、7番雨宮委員と8番柳本委員を指名致します。

（日程第2会期
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）
（報告第11号）

【議長】

報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上
程致します。

事務局に番号3番から4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 3 番地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●、面積 32 m²を●●の●●さんから敷地拡張のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 4 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●、面積 149 m²を●●の●●さんから自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。この案件は、昨年 10 月に雑種地での転用の届出が提出されましたが、利用目的変更となりましたので届出の再提出となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 12 号)

【議長】

「報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号 17 番から 18 番の説明を求めます。

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務 専決規定 第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 17 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●、面積 991 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転により宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 18 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●、面積 497 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。番号 17 番について私の担当地区でありますので、意見を述べさせていただきたい。

宅地分譲等の雨水排水について、甲斐市では水路に流すというのが基本となっているようである。

しかし、昨今の急な大雨等の際、水路の水位が急に上がるという事態が発生している。

これは、昨今の異常気象のみが原因ではなく、農地等が宅地化された際に、今までは田畑で貯水されていた雨水が全て水路に流されることも原因なのではないかと思われる。

私の地元の●●地区は甲斐市の南側に位置し、上流での宅地開発等で水路の水位が変動すると、その影響を最も受けることとなる地域である。

本件についていえば、当初開発事業者は雨水処理について、浸透枳により処理する計画を作成し、地域住民への説明もその内容で行っていた。しかし、市の都市計画課において水路に放流するよう指導があり計画を変更したようである。なお、この変更について事業者から住民への説明はなかった。

昨今の大雨のこともあるので、宅地化等する場合には、雨水は基本水路に放出するのではなく、浸透枳等の設置によりその場で処理をすることとして、水路の急な増水を防いでもらいたい。

農業委員会としても、そのような方針を勧めてもらいたいと思うが他の皆様も意見があれば伺いたい。

【議長】 ご意見、ご質問ございますか。

【事務局】 今の●●推進委員のお話ですが、開発行為に伴う指導に係る部分であるため、事務局としてはご意見として伺わせていただきます。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

【●番●●委員】 ●番●●です。

本報告案件のタイトルだが、「農地法5条第1項6号の規定による届出の件」と記載があるが、私の手持の資料だと土地収用法に係る場合の条文になっているが、記載誤りか。

【事務局】 本年4月1日の農地法改正に伴い、号数が変更となっておりますので、そのためではないかと思われまます。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。
それでは次の議案に移ります。

(議案第24号)

【議長】 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号18番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号18番、地図公図は9ページ、10ページになります。

●●、面積578㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械は耕運機、刈払機です。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】 はい、●番●●です。

20日に会長、●●推進委員、事務局の方々と現地調査を行いました。譲渡人は、申請地を草刈等の管理は行っていましたが、耕作までは手が回らない状態でありました。譲受人は新規で農業を行う方ということですが、この所有権移転により、農地が効率よく有効に利用されることとなれば良いことだと思いますので、何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。20日に他の皆様と現地調査を行いました。問題ないかと思われます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号18番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号19番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号19番、地図公図は11ページ、12ページになります。

●●ほか1筆、合計面積1166㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については耕運機です。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

20日に正副会長、推進委員、事務局の方々と現地調査を行いました。
現地は作付けが行われており、所有権がお兄さんから弟さんになるとのことですが、譲受人の弟さんにおいて長年申請地の農地を守ってきたという印象を受けておりますので、何ら問題はないと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

申請地は、長い間、譲受人である弟さんが譲渡人であるお兄さんに管理を任されて、野菜などの作付けを行ってきた農地のようです。

この度、遠方に住むお兄さんから地元に住む弟さんへの所有権移転ということですので、何ら問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号19番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します

続きまして、事務局に番号20番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号20番、地図公図は13ページ、14ページになります。

●●、面積1327㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で柿と梅の栽培を予定しています。所有機械については噴霧器、刈払機です。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

20日の現地調査に参加できなかったため、21日に別途現地調査を行いました。

申請地は、以前譲渡人が柿を作っていた農地ですが、手が回らなくなっていたところ、譲受人が買受けて柿を作る計画ということで、譲受人は申請地の南向いが実家であり親の援助を受けながら、営農を行うということです。何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20日に現地調査を行いましたが無ら問題ないと思われます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしやいますか。

質問がないようございます。

番号20番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようございますので、本案件を許可とすることに決定致します

それでは次の議案に移ります。

(議案第25号)

【議長】

議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号21番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料4ページを願ひします。

番号21番、地図公図は15ページ、16ページになります。

●●ほか2筆、合計面積1105㎡を●●の●●さんが、下に行きまして●●ほか2筆、合計面積2395㎡を●●の●●さんが、下に行きまして●●ほか4筆、合計面積2147㎡を●●の●●さんが、10筆の合計5647㎡を●●に所有権移転により建売分譲18区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が10ha未満の2種農地です。

1区画の面積は204.71㎡から280.04㎡、建築面積は69.27㎡から70.71㎡で2階建ての計画。

開発地内に幅員6mの道路を新設し、汚水は公共下水道に放流、雨水は新設道路側溝に放流の計画です。

資金証明、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北東側と北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

20日に正副会長、推進委員、事務局と現地確認を行いました。

現地はラザウオークの南側にある農地で既に住宅がある地域になります。写真の端に写っているとおり、まだ隣地に田が残っており隣接耕作者から同意は貰っているとのことですが、田の払い水が問題となります。

業者の方で払い水については水路を付けて対応するとのことですので、この点だけしっかり対応してもらえれば問題ないかと思われま

す。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号21番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号22番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 22 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●ほか 3 筆、合計面積 2155 m²を●●の●●さんが、下に行きまして、●●、面積 345 m²を●●の●●さんが、下に行きまして●●、面積 441 m²を●●の●●さんが、下に行きまして●●1、面積 697 m²を●●の●●さんが、7 筆の合計 3638 m²を●●に所有権移転により建売分譲 12 区画にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10 h a 未満の 2 種農地です。

1 区画の面積は 180.12 m²から 320.47 m²で、建築予定面積は 58.94 m²から 67.02 m²の二階建ての計画です。

開発地内に幅員 5 m の道路を新設し、汚水については合併浄化槽で処理し隣接水路と新設道路側溝に放流、雨水も同様の計画となっています。

資金証明、土地利用計画書、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南側から北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に●番●●委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

場所は、国道 20 号沿いの●●の北側に位置する農地になります。地図にも記載がありますが、申請地の西側は一昨年 8 月に開発され 12 区画の分譲となっております。

既に宅地化が進んできている地域であり、申請地も以前より宅地化する話が出ていた土地になります。

ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 22 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 23 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●、面積 301 m²を●●の●●さんから●●に所有権移転により建売分譲 1 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

建築予定面積は 63.40 m²で 2 階建ての計画。

汚水は、合併浄化槽で処理し西側水路に放流予定、雨水も西側水路に放流予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に●番、●●委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

本案件は、先の 22 番の案件と関連しますが、写真の奥に写っているのが 22 番の申請地で、22 番の東側に位置します。

接道の関係で 22 番とは別案件となったとのことですので、ご審議よろしくおねがいします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 23 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 24 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●、面積 100 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に●番●●委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

この案件も先ほどの番号 2 2 番に関連する案件であります。

申請地は 2 2 番の申請地の一番北側にあたる農地です。

この土地については、譲受人が敷地拡張を行いたいということで別案件として提出されております。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 24 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 25 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 25 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●ほか 2 筆、合計面積 1562 m²を●●の●●さんが、下に行きまして、

●●ほか 1 筆、合計面積 824 m²を●●の●●さんが 5 筆の合計面積 2386 m²を●●の●●に有権移転により建売分譲 9 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

1 区画の面積は 194.10 m²から 238.29 m²で、建築予定面積は 74.14 m²の二階建ての計画です。

開発地内に幅員 6mの道路を新設し、汚水については合併浄化槽で処理し隣接水路と新設道路側溝に放流、雨水も同様の計画となっています。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類問題ないと考えられます。

写真は南東側からと南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に●番●●委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

この申請地も先の 2 2 から 2 4 番の案件のすぐ近く、北側に位置する農地になります。こちらは、入口が旧 2 0 号線の南側にあたります。ご審議よろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 25 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 26 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 26 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

●●、面積 355 m²を●●の●●さんが、●●の●●さん・●●さんに所有権移転により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

建築面積は 113.44 m²の 1 階建てで、汚水は公共下水道管に接続、雨水は西側水路に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

20 日に正副会長、鰻池推進委員、事務局の方々と現地調査を行いました。

現地は、●●と●●のちょうど境に位置し、昔は全面田んぼでしたが、近年市道にそって住宅が出てきている地域になります。

申請地は、少し草が生えているようですが、排水等も含め特段問題ないかと思われまますのでご審議よろしくをお願いします

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

20 日の日に現地調査に同行いたしました。

住宅等が並ぶ地域ですので、問題ないかと思えます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 26 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。

番号 27 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●、面積 1208 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに使用貸借により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地が 10ha 未満の 2 種農地です。

排水については自然浸透の計画です

資金証明、土地利用計画図、土地選定理由書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●番●委員】

はい、●番●です。

申請地は、県道沿い赤坂台病院の北側に位置し、●●病院と以前許可となった資材置場に挟まれている農地であり、問題ないかと思われます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20 日に現地調査に同行いたしました。

申請地は傾斜がありますが、造成時に土留壁を入れたうえで平らにするとのでありましたので、問題ないかと思われます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号 27 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

【事務局】

続きまして事務局に番号 28 番の説明を求めます。

はい、議長

番号 28 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●、面積 1197 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地が 10ha 未満の 2 種農地です。

排水については自然浸透の計画です

資金証明、土地利用計画図、土地選定理由書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

申請地は長い間耕作されていない農地でありました。

資材置場にするということですので、整備されるのであれば環境的にも良いのかなと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20 日現地調査をおこないましたが、特段問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号 28 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 29 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

●●ほか 2 筆、合計面積 313.45 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により個人用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

建築面積は 79.49 m²の 2 階建てで、汚水は合併浄化槽で処理し西側道路側溝に放流、雨水も西側道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●番●委員】

はい、●番●です。

申請地は、譲渡人が農地を 2 つに分けてそれぞれ宅地として売却するうちの 1 つということで、宅地に挟まれている農地でありますので問題ないかと思えます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20 日現地調査をおこないました

申請地には、南側と東側に高低差があるようですが、造成時に土留壁を入れたうえで対応するとのことですので、特段問題ないと思えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】 ●番●●です。
●●の地目は何になるのでしょうか。

【事務局】 次の案件、番号 30 番の申請地ですが、地目は畑となります。

【●番●●委員】 番号 29 番と 30 番は譲受人が異なるため別案件ということか

【事務局】 そのとおりです。

【議長】 その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号 29 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 30 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料 8 ページをお願いします。
番号 30 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。
●●、面積 331 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移
転により個人用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。
申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。
建築面積は 101.25 m²の 2 階建てで、汚水は合併浄化槽で処理し西側
道路側溝に放流、雨水も西側道路側溝に放流する計画です。
資金証明、事業計画書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の
添付書類から問題ないと考えられます。
写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

先ほどの 29 番の申請地の手前の農地になります。

29 番と同様問題ないと思われま

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。特段問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】

29 番と 30 番はなぜ別々の案件として申請されているのか。

【事務局】

申請地がいずれも都市計画法の調整区域であり、分譲が行えないため、個人から個人への土地の移転という形で申請されている。

【議長】

その他、ご質問ございませんか。

質問がないようでございます。

番号 30 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 31 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 31 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

●●ほか 1 筆、合計面積 897 m²を●●の●●さん・●●さんから●●の●●に所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

排水については自然浸透の計画です

資金証明、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

こちらの土地も長い間耕作されていない農地でありご覧のとおり荒れている状態となっております。

資材置場にするとということですので、整備されるのであれば環境的にも良いのかなと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20日現地調査をおこないましたが、特段問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号31番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号32番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号32番、地図公図は37ページ、38ページになります。

●●、面積587㎡を●●の●●さんが、下にいきまして、●●、面積306㎡を●●の●●さん・●●さんが、2筆の合計面積893㎡を●●の●●に所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

排水については自然浸透の計画です

資金証明、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から

問題ないと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

先ほどの31番の土地の南側の隣地であり、同様に荒れている状態となっております。地主は31番とほぼ同じ方で、資材置場とする事業者が異なるということのようです。

面している道が狭い点だけ心配ですが、問題ないかと思しますのでご審議よろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20日現地調査をおこないました。31番と同じように、雑草地のような状態であるため、整備されるのであれば資材置場となるのも良いと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号32番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号33番の説明を求めます。

はい、議長

資料9ページをお願いします。

番号33番、地図公図は39ページ、40ページになります。

●●ほか1筆、合計面積359㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出さ

れました。

申請地は、●●番地は住宅等が連坦する3種農地と●●番地は1種農地です。

本案件は、既存の資材置場の拡張で、1種農地の転用面積が既存事業地の1/2以下の面積で一体利用するものであれば例外規定の適用となります。

排水については自然浸透の計画です

資金証明、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

現地写真の手前が既存の資材置場であり、奥が申請地です。

一番奥が1種農地ですが、出入口がなく、また写真右側は住宅となっております。現状は、草が生えてしまっていますが転用され手前の資材置場と一体で利用されるのであれば、土地も有効活用されまた荒れてしまうことも防げるため良いのではないかと考えております。

ご審議よろしく申し上げます

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。20日現地調査をおこないましたが、会長の説明にもあったとおり、申請地は出入口がない農地であり、資材置場として利用されれば草の管理もされると考えられるため、問題ないかと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】

●番●●です。

既存敷地の拡張ということだが、既存の資材置場の地番は●●か●●かどちらになるのか。

【事務局】

既存資材置場の地番は、●●、●●、●●、●●、●●、●●となります。

【●番●●委員】 1種農地を転用する場合の例外要件の既存施設の面積の1/2以内というのは、1種農地の面積が既存施設の1/2以内ということか。

【事務局】 そのとおりです。今回の既存施設の面積は572㎡であり、1種農地が120㎡であるため条件を満たすこととなります。

【議長】 その他質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号33番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第26号)

【議長】 議案第26号、非農地証明交付申請の件を上程致します。
事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料10ページをお願いします。
番号1番、地図公図は41ページ、42ページになります。

●●、面積403㎡、亡き●●さんの相続財産清算人から非農地証明交付申請が提出されました。

非農地証明は昭和27年の現行の農地法が施行される以前よりすでに住宅等に転用がされ現在も継続した状態である場合や災害によって農地への復元が困難な場合などで、農地転用しても支障がない場合、申請により証明書を発行するものです。

本件は、昭和27年以前より宅地として使用されていました。

別に用意してあります資料1の2ページ3ページをご覧ください。
白黒写真は昭和23年にGHQが空撮した物で国土地理院の資料です、カラーは現在のものです。この写真からもこの土地は昭和23年時点で宅地として利用されて建物が存在していることが確認できます。

また、非農地証明は法務局での地目変更登記の根拠資料として取り扱われます。

スクリーンの写真は現在の状況を撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。対象地は長年空家の状態となっており、今から農地に戻すことも不可能であると思われます。また、住宅地の一角であり、早く処分された方が周辺の方も安心するのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。
20日に現地調査を行いました。周囲は住宅地であり、詳しい経緯は不明ですが申請地は現状のような状態となっております。
非農地証明の交付については問題ないかと思いますのでご審議よろしくをお願いします

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】

●番の●●です。
現地写真を見ると、申請地上にある家屋は、申請されている●●番地だけでなく、隣接する●●番地にもかかっているように見えるが●●番地については、今回の非農地証明交付申請の対象に含めなくてよいのか。

【事務局】

ご指摘のとおり、家屋は●●番地にもかかっておりますが、●●番地の地目は既に宅地であるため、今回の申請範囲に含まれておりません。おそらくですが、●●番地にかかる部分を増築した際に●●番地については地目の変更を行ったのではないかと思います。

【議長】

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号1番について非農地証明書を交付することにご異議ございませ

んか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件について、非農地証明書を交付することに決定致します。

ここで暫時休憩いたします。

再開します

それでは、次の議案に移ります。

(議案第 27 号)

【議長】

議案第 27 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の件を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい議長

議案第 27 号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきましても、農林振興課農林総務係が担当して事務を行っておりますので、農林振興課の職員の入室を認めていただき、担当職員より説明をさせていただきたいのでお願いします。

【議長】

事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

農林総務係 入室、着席

【議長】

それでは、説明をお願い致します。

【事務局長】

担当職員の説明の前に報告をさせていただきます。

本案件につきましても、本日説明のうえ同意をいただく予定でしたが、先に行いました運営委員会において内容についてご意見をいただきました。

その内容について、担当としても精査を行う必要があることから、本日については、説明の後皆様のご意見を伺い、その内容を精査したうえで次回の総会に再度案件として提出をさせていただき、そこで同意をいただきたいと考えております。

については、本日は説明の後、皆様のご意見を伺えればと考えておりますのでよろしく申し上げます。

【農林総務係】

お疲れ様です。農林総務係係長の高橋です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第 27 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の件」の説明をさせていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、本市では、平成 26 年 9 月に作成し、令和 3 年 3 月に改正しておりましたが、令和 5 年 4 月施行の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、本市の基本構想を本年 9 月末までに変更する必要があります。基本構想を変更するにあたり、農業委員会及び市内の農業協同組合から意見を聞いて、同意を得なければなりません。その後、県に協議し同意を得て、市が告示をして効力を発することとなります。

本基本構想は、令和 5 年 4 月に見直しされた県の基本方針に即して、5 つの事項

1 つめは、議案資料 12 ページから 14 ページの第 1 として、農業経営基盤の強化の促進に関する目標

2 つめは、議案資料 14 ページ下段から 16 ページの第 2 として、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

3 つめは、議案資料 16 ページ下段から 18 ページの第 3 として、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

4 つめは、議案資料 18 ページの第 4 として、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

5 つめは、議案資料 18 ページ下段から 21 ページの第 5 として、農業経営基盤強化促進事業に関する事項

これらの事項を定めております。

今回の主な変更点としては、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 14 ページ (2) ③中段 また、親の農業技術や経営資源を確実に継承することができる農家子弟の親元就農を促進するとともに、優良な個人経営体の法人化を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる法人の増加を図る。

基本方針における農用地利用の集積目標変更に伴う対応 16 ページ 第 3 第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確

保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

甲斐市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度の活用を図るとともに人材育成方針を定め、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。

地域計画事業の追加18ページ下から2行目第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項の追加、利用権設定事業の中間管理事業への統合を追加しました。

その他の変更は、県の基本方針見直しに準じた名称等の変更・用語の追加となっております。

この基本構想を基に、認定農業者、認定新規就農者等の本市農業を担う経営体として確保・育成を図り、目標とする農業経営の姿及び基本的指標を明確に示し、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により農地の利用集積を推進し、本市農業の経営基盤の強化を図っていくこととなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【議長】

担当からの説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質問・意見等ございますか。

【●番●●委員】

●番●●です。

17 ページの2に「市が主体的に行う取組」とありますが、ここに記載されている内容の具体的な取組内容や計画等はあるのでしょうか。

【農林総務係】

同ページの(1)、(2)以下に記載されている内容が具体的な取組内容や計画等になります。ご確認をお願いします。

その他、質問・意見等ございますか

【●番●●委員】

●番●●です。

先ほど改正点について説明をいただきましたが、今年の基盤強化促進法の改正の主眼というのは、担い手の確保育成であり、そのための市の基本構想を改正しなさいということで、記載が変更になってきているということかと思えます。

そして先ほど事務局長から先に開催した運営委員会において、意見が出たとの話がありましたが、各委員が意見を言うにあたりどのような話が出たのか他の委員も知っていた方が良いと思うのだが、全体に内容を話すことは可能か。

【農林総務係】

運営委員会でご指摘いただいたのは、基本構想の内容が甲斐市に即したものになっているのかという点でした。

かけ離れたものになっている部分があるのではないかと。

また、農業経営の指標の例についても今明記しているのは山梨県で示された指標となっており、これが甲斐市とかけ離れているのではという話でしたので、この指標について中身を精査し本市に即したものに修正できないかという内容になります。

【●番●●委員】

解りました。

基本的に経営基盤強化促進法の改正に伴い、県が方針を定めるので、各市町村は地域において構想を作れということになり、内容については、国から改正に伴いひな型が示されていて、それに当てはめて作成していく形となる。

今回運営委員会が出た話というのは、文言については甲斐市の独自性を出せるものがあれば良いが、山梨県の中で果樹王国の東と西や北杜市の水田地帯と比べて甲斐市独特の農業様態というものはないの

で、中々難しく、今の話の中で言えば 15 ページ等の指標の例の記載を甲斐市に即したものに変わった方が良いのではないかと、という話ではないかと思えます。

基本的には、国が示したひな型に即して作成されるものであるので、甲斐市の独自性を出すとすれば指標の例のところを出していくということになるかと私は思います。

以上です。ありがとうございました

【議長】

その他、意見・質問等ございませんか。

質問・意見等ないようでございます。

それでは、本案件については本日出た意見を反映させた案を来月の総会にもう一度諮ることといたします。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年8月28日

議事録署名委員 7番

議事録署名委員 8番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之